

○内閣府令第四十七号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第四号及び第七号、第十七条の二第一項及び同項第二号並びに第二項第二号並びに第三項第二号並びに第十七条の五の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年八月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第八号」を「第十二号」に改め、同項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、「地域再生協議会」の下に「（法第十二条第一項に規定する地域再生協議会をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第九号中「特定地域再生事業」の下に「（同条第四項第三号に規定する特定地域再生事業をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同

項第十二号とし、同項第八号中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第十号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第十号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 法第五条第四項第四号の事項を記載している場合には、地方活力向上地域（同号に規定する地方活力向上地域をいう。以下同じ。）のおおむねの区域を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

六 法第五条第四項第五号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ 法第五条第四項第五号に規定する集落生活圏のおおむねの区域及び同号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ 法第五条第四項第五号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良

事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

七 法第五条第四項第七号の事項を記載している場合には、遊休工場用地等（同号に規定する遊休工場用地等をいう。以下この号において同じ。）をその工業等導入地区（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区をいう。以下この号において同じ。）の区域に含む実施計画（同条第一項に規定する実施計画をいう。以下この号において同じ。）並びに当該実施計画に定められた工業等導入地区の区域及び遊休工場用地等を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

第一条第二項第一号中「次条第三号」を「次条第一項第三号」に改め、同項第二号中「次条第四号」を「次条第一項第四号」に改め、同項第三号中「次条第十号」を「次条第一項第十四号」に、「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十二号」に改める。

第二条第一項第四号中「第三条各号」を「次条各号」に改め、同項第五号口中「同号口に規定する」を削り、「地域再生推進法人」の下に「（同号口に規定する地域再生推進法人をいう。第六条第一項第一号にお

いて同じ。)」を加え、「第六条第二項」を「同条第二項」に、「第六条第一項第一号イ」を「同条第一項第一号イ」に改め、同項第十一号を同項第十五号とし、同項第十号中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第十一号」に、「前条第一項第八号」を「前条第一項第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第十号」に、「前条第一項第七号」を「前条第一項第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第九号」に、「前条第一項第六号」を「前条第一項第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第八号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号の次に次の四号を加える。

六 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ 地方活力向上地域の区域並びに当該地方活力向上地域をその区域に含む地方公共団体その他の者が地方活力向上地域特定業務施設整備事業（同号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業をいう。以下同じ。）を推進するために行う事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

ロ 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度

七 法第五条第四項第五号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

八 法第五条第四項第六号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度

九 法第五条第四項第七号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による同号に規定する農村地域における安定した雇用機会の確保に資する程度

第二十二条を第三十五条とする。

第二十一条第七項第一号中「第十九条第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の十一条を加える。

(法第十七条の二第一項の認定を申請することができる者の要件)

第二十四条 法第十七条の二第一項の認定を申請することができる者は、風俗営業又は性風俗関連特殊営業

に該当する事業を行う者でないこととする。

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定に係る手続等)

第二十五条 法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする個人事業者又は法人のうち、同項第一号に掲げる事業(以下「移転型事業」という。)を行おうとする者は別記様式第二十二による申請書に、同項第二号に掲げる事業(以下「拡充型事業」という。)を行おうとする者は別記様式第二十三による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定都道府県知事(同項に規定する認定都道府県知事をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(申請の日の属する事業年度に新たに事業を開始した個人事業者又は設立された法人にあっては、その新たに事業を開始したとき又は設立されたときにおける財産目録又はこれに準ずるもの)

三 常時雇用する従業員の数を証する書類

四 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 認定都道府県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、認定に関する処分を行うものとする。

3 認定都道府県知事は、前項の認定をしたときは、移転型事業を行う者に対しては別記様式第二十四による認定通知書を、拡充型事業を行う者に対しては別記様式第二十五による認定通知書をそれぞれ交付するものとする。

4 前項の通知は、第一項の申請書の写しを添えて行うものとする。

5 認定都道府県知事は、第二項の認定をしないこととしたときは、移転型事業又は拡充型事業を行う者に対して、別記様式第二十六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6 認定都道府県知事は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める要件)

第二十六条 法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める要件は、同号に規定する地方活力向上地域を

その区域に含む人口（当該地方活力向上地域が二以上の市町村の区域にまたがる場合は、これらの市町村の人口の合計）がおおむね十万人以上である市町村（当該市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法（平成十九年法律第五十三号）第八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。）で除して得た率が著しく低いもの又は事務所、営業所その他の業務施設の数が当該市町村の人口規模に比して著しく少ないものを除く。）からなる地域のうち、次の各号のいずれにも該当する地域であることとする。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。
- 二 産業の集積が形成されていること又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること。
- 三 特定業務施設において行われる業務に資する知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が近隣に存在すること。
- 四 次に掲げる土地の区域を含まないこと。

- イ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
- ロ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
- ハ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

(実施期間)

第二十七条 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施期間は、認定の日から五年以内とする。ただし、認定地域再生計画の計画期間を超えてはならない。

(特定業務施設において常時雇用する従業員)

第二十八条 法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数（移転型事業を行おうとする場合にあつては、当該特定業務施設に法第十七条の二第一項第一号に規定する地域（以下「特定集中地域」という。）にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数を含

む。

二 地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種

(特定業務施設において常時雇用する従業員の数)

第二十九条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める数は、十人とする。ただし、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う者が中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条第一号において同じ。）である場合には、五人とする。

(特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件)

第三十条 法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が十人以上（中小企業者の場合は、五人以上）であること。

二 移転型事業を行おうとする場合にあっては、前号の増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数が特定集中地域にある他の事業所から転勤させる者であること。

(地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更に係る認定の申請)

第三十一条 法第十七条の二第四項の規定により地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定を受けようとする認定事業者(同項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。)のうち、移転型事業を行う者は別記様式第二十七による申請書を、拡充型事業を行う者は別記様式第二十八による申請書を、認定都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に認定都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施状況を記載した書類

二 第二十五条第一項各号に掲げる書類

3 第二十五条第二項から第六項までの規定は、第一項の認定に準用する。

(認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の取消し)

第三十二条 認定都道府県知事は、法第十七条の二第六項の規定により認定を取り消したときは、認定事業者に対して、別記様式第二十九によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(実施状況の報告)

第三十三条 認定事業者は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後一月以内に、移転型事業を行った者については別記様式第三十により、拡充型事業を行った者については別記様式第三十一により、認定都道府県知事に報告しなければならない。

2 前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあつては、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）

を添付しなければならない。

(特定業務施設における従業員の要件)

第三十四条 法第十七条の五の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた常時雇用する者

二 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

三 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた常時雇用する者

四 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

第二十条を第二十二条とする。

第十九条第一項中「第二十一条第八項」を「第二十三条第八項」に改め、同項第七号中「第八号」の下に「まで」を加え、同条を第二十一条とする。

第十八条第七号中「風俗営業」の下に「（第二十四条において単に「風俗営業」という。）」を加え、「同条第五項」を「同法第二条第五項」に改め、「性風俗関連特殊営業」の下に「（第二十四条において単に「性風俗関連特殊営業」という。）」を加え、同条を第二十条とする。

第十七条第一項第三号中「第十五条各号」を「第十七条各号」に改め、同条第六項中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条を第十九条とする。

第十六条第一項各号列記以外の部分中「準用する」を「読み替えて準用する」に、「地域再生支援利子補給金」を「特定地域再生支援利子補給金」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条を第十七条とする。

第十四条第一項第四号中「第十条各号」を「第十二条各号」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条を第十五条とする。

第十二条第一項中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、同条を第十四条とする。

第十一条中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、「同条第一項」を「法第十四条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十条を第十二条とし、第七条から第九条までを二条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の二条を加える。

(法第五条第四項第四号の内閣府令で定める業務施設)

第七条 法第五条第四項第四号の内閣府令で定める業務施設（以下「特定業務施設」という。）は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとする。

一 事務所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

イ 調査及び企画部門

ロ 情報処理部門

ハ 研究開発部門

ニ 国際事業部門

ホ その他管理業務部門

二 研究所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

三 研修所であつて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

(遊休工場用地等の期間)

第八条 法第五条第四項第七号の内閣府令で定める期間は、五年とする。

別記様式第二中「第7条関係」を「第9条関係」に改める。

別記様式第三中「第13条関係」を「第15条関係」に改める。

別記様式第四中「第14条関係」を「第16条関係」に改める。

別記様式第五中「第16条関係」を「第18条関係」に改め、「おいて」の下に「読み替えて」を加える。

別記様式第六中「第17条関係」を「第19条関係」に改める。

別記様式第七中「第19条関係」を「第21条関係」に、「第19条第1項」を「第21条第1項」に改

める。

別記様式第八中「第19条関係」を「第21条関係」及び「第18条第1号から第8号」を「第20条第1号から第8号まで」に改める。

別記様式第九中「第19条関係」を「第21条関係」及び「第18条第1号」を「第20条第1号」及び「第18条第4号」を「第20条第4号」及び「第10号に」を「第10号までに」に改める。

別記様式第十中「第19条関係」を「第21条関係」及び「第19条第5項」を「第21条第5項」に改める。

別記様式第十一中「第19条関係」を「第21条関係」及び「第19条第9項」を「第21条第9項」に改める。

別記様式第十二中「第20条関係」を「第22条関係」及び「第20条第1項」を「第22条第1項」に改める。

別記様式第十三及び別記様式第十四中「第20条関係」を「第22条関係」及び「第20条第1項」を「第22条第1項」に改める。

別記様式第十五中「第21条関係」を「第23条関係」に、「第21条第1項」を「第23条第1項」に改める。

別記様式第十六中「第21条関係」を「第23条関係」に改める。

別記様式第十七及び別記様式第十八中「第21条関係」を「第23条関係」に、「第21条第1項」を「第23条第1項」に改める。

別記様式第十九中「第21条関係」を「第23条関係」に、「第21条第6項」を「第23条第6項」に、「第21条第8項」を「第23条第8項」に改める。

別記様式第二十中「21条関係」を「第23条関係」に、「21条第8項」を「第23条第8項」に、「第21条第6項」を「第23条第6項」に、「第21条第1項」を「第23条第1項」に改める。

別記様式第二十一中「第21条関係」を「第23条関係」に、「第21条第9項」を「第23条第9項」

に、「第21条第6項」を「第23条第6項」に改め、同様式の次に次の十様式を加える。

別記様式第22（第25条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定申請書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第17条の2第1項の規定に基づき、同項第1号に掲げる事業（移転型事業）に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

地方活力向上地域特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の内容

(1) 特定業務施設の整備内容

① 整備目的

② 整備内容

ア) 特定業務施設の種別

| 事務所 | 研究所 | 研修所 | その他 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |

※特定業務施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

イ) 整備場所

※整備場所は、特定業務施設を整備する住所を記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 取得等の別

| 区分 | 新築 | 増築 | 購入 | 賃貸 | 用途変更 |
|----|----|----|----|----|------|
| 土地 | | | | | |
| 建物 | | | | | |

※所有地に特定業務施設を整備する場合は、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ) 特定業務施設となる建物等

| 区分 | 項目 | 全体 | 対象部分 | 備考 |
|--------|-------|----------------|----------------|----|
| 土地 | 敷地面積 | m ² | m ² | |
| 建物 | 延べ床面積 | m ² | m ² | |
| 建物附属設備 | 種類 | | | |
| | 数量等 | | | |
| 構築物 | 種類 | | | |
| | 数量等 | | | |
| 機械装置 | 種類 | | | |
| | 数量等 | | | |

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載することとし、備考欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を記載すること。

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの対象部分欄は、建物の特定業務施設部分とそれ以外の業務施設部分の延べ床面積の比により按分したものを記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 事業期間

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設の整備を終了した上で組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設の整備の実施時期

| 区分 | 時期 | 備考 |
|--------|--------|----|
| 土地取得 | 平成 年 月 | |
| 着工 | 平成 年 月 | |
| 完成 | 平成 年 月 | |
| 事業供用開始 | 平成 年 月 | |

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

(2) 特定業務施設で行う業務

① 移転等を行う業務

| 移転等を行う業務部門 | 事業所 | 備考 |
|------------|-----|----|
| | | |
| | | |
| | | |

※移転等を行う業務部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※事業所は、移転等を行う業務部門が申請時点で所在している事業所名称を記載すること。

② 特定業務施設で行う業務

③ 組織体制（事業実施前・事業実施後）

| |
|---------|
| (事業実施前) |
| (事業実施後) |

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

2 特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

| 区分/時期 | 申請時 | 1期目 | 2期目 | 3期目 | 4期目 | 5期目 | 終了時 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 特定業務施設の全従業員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

| 区分/時期 | 1期目 | 2期目 | 3期目 | 4期目 | 5期目 | 終了時 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 新規採用者数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 特定集中地域にあ | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| | | | | | | | |
|----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 他の事業所からの転勤者数 | | | | | | | |
| 特定集中地域以外の地域にある他の事業所からの転勤者数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

※申請者の各事業年度の従業員を増加数を記載すること。1期目は認定の日から1期目の末日、終了時は終了する日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの従業員を増加数を記載すること。

※新規採用者数は、新規採用による従業員を増加数を記載すること。

※転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員を増加数を記載すること。

(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

| 職業分類 | 人数 | 備考 |
|------|----|----|
| | 人 | |
| | 人 | |
| | 人 | |
| | 人 | |
| 合計 | 人 | |

※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※人数は事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数
注）地域再生法施行規則第7条各号に掲げる業務施設において行われる業務

| 区分/時期 | 申請時 | 1期目 | 2期目 | 3期目 | 4期目 | 5期目 | 終了時 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 集中地域にある事業所の従業員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 集中地域以外の地域にある事業所の従業員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 地方活力向上地域特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

(1) 特定業務施設等の整備に必要な資金

| 区分 | 取得価格等 | 備考 |
|--------|-------|----|
| 土地 | 百万円 | |
| 建物 | 百万円 | |
| 建物附属設備 | 百万円 | |
| 構築物 | 百万円 | |
| 機械装置 | 百万円 | |
| その他 | 百万円 | |

| | | |
|----|-----|--|
| 合計 | 百万円 | |
|----|-----|--|

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、その合計額を記載し備考欄に主な内訳等を記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

| 調達方法 | 金額 | 備考 |
|------|-----|----|
| 自己資金 | 百万円 | |
| 借入金 | 百万円 | |
| 社債等 | 百万円 | |
| 出資 | 百万円 | |
| その他 | 百万円 | |
| 合計 | 百万円 | |

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は3（1）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 支援措置の活用の希望

| 支援措置内容 | 活用の希望の有無 | |
|----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 | <input type="checkbox"/> 希望する | <input type="checkbox"/> 希望しない |
| 設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用） | <input type="checkbox"/> 希望する | <input type="checkbox"/> 希望しない |
| 新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除） | <input type="checkbox"/> 希望する | <input type="checkbox"/> 希望しない |

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該支援措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

| |
|--|
| |
|--|

別記様式第23（第25条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定申請書（拡充型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

地域再生法第17条の2第1項の規定に基づき、同項第2号に掲げる事業（拡充型事業）に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を申請します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

地方活力向上地域特定業務施設整備計画

1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の内容

(1) 特定業務施設の整備内容

① 整備目的

② 整備内容

ア) 特定業務施設の種別

| 事務所 | 研究所 | 研修所 | その他 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |

※特定業務施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

イ) 整備場所

※整備場所は、特定業務施設を整備する住所を記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

ウ) 取得等の別

| 区分 | 新築 | 増築 | 購入 | 賃貸 | 用途変更 |
|----|----|----|----|----|------|
| 土地 | | | | | |
| 建物 | | | | | |

※所有地に特定業務施設を整備する場合は、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

エ) 特定業務施設となる建物等

| 区分 | 項目 | 全体 | 対象部分 | 備考 |
|--------|-------|----------------|----------------|----|
| 土地 | 敷地面積 | m ² | m ² | |
| 建物 | 延べ床面積 | m ² | m ² | |
| 建物附属設備 | 種類 | | | |
| | 数量等 | | | |
| 構築物 | 種類 | | | |
| | 数量等 | | | |
| 機械装置 | 種類 | | | |
| | 数量等 | | | |

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その整備全体について記載することとし、備考欄に対象となる具体的な部分（対象部分のあるフロア等）等を記載すること。

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合であって、土地、建物（共有部分）、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの対象部分欄は、建物の特定業務施設部分とそれ以外の業務施設部分の延べ床面積の比により按分したものを記載すること。

※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。

※特定業務施設の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

オ) 事業期間

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設の整備を終了した上で組織改正及びそれに伴う人事異動が終了する時期を記載すること。

③ 特定業務施設の整備の実施時期

| 区分 | 時期 | 備考 |
|--------|--------|----|
| 土地取得 | 平成 年 月 | |
| 着工 | 平成 年 月 | |
| 完成 | 平成 年 月 | |
| 事業供用開始 | 平成 年 月 | |

※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」の欄に入居時期を記載すること。

※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

(2) 特定業務施設で行う業務

① 拡充等を行う業務

| 拡充等を行う業務部門 | 事業所 | 備考 |
|------------|-----|----|
| | | |
| | | |
| | | |

※拡充等を行う業務部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、研究所、研修所の別を記載すること。

※事業所は、拡充等を行う業務部門が申請時点で所在している事業所名称を記載すること。

② 特定業務施設で行う業務

③ 組織体制（事業実施前・事業実施後）

| |
|---------|
| (事業実施前) |
| (事業実施後) |

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後（予定）の定員数を記載すること。

2 特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項

(1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

| 区分/時期 | 申請時 | 1期目 | 2期目 | 3期目 | 4期目 | 5期目 | 終了時 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 特定業務施設の全従業員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

(2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

| 区分/時期 | 1期目 | 2期目 | 3期目 | 4期目 | 5期目 | 終了時 | 合計 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 新規採用者数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 他の事業所からの | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 転勤者数 | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|

※申請者の各事業年度の従業員を増加数を記載すること。1期目は認定の日から1期目の末日、終了時は終了する日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの従業員を増加数を記載すること。

※新規採用者数は、新規採用による従業員を増加数を記載すること。

※転勤者数は、他の事業所からの転勤による従業員を増加数を記載すること。

(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

| 職業分類 | 人数 | 備考 |
|------|----|----|
| | 人 | |
| | 人 | |
| | 人 | |
| | 人 | |
| 合計 | 人 | |

※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

※人数は事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第7条各号に掲げる業務施設において行われる業務

| 区分/時期 | 申請時 | 1期目 | 2期目 | 3期目 | 4期目 | 5期目 | 終了時 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 集中地域にある事業所の従業員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 集中地域以外の地域にある事業所の従業員数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 地方活力向上地域特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法

(1) 特定業務施設等の整備に必要な資金

| 区分 | 取得価格等 | 備考 |
|--------|-------|----|
| 土地 | 百万円 | |
| 建物 | 百万円 | |
| 建物附属設備 | 百万円 | |
| 構築物 | 百万円 | |
| 機械装置 | 百万円 | |
| その他 | 百万円 | |
| 合計 | 百万円 | |

※特定業務施設以外の業務施設（工場等）を整備する場合は、その全体について記載すること。

※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、その合計額を記載し備考欄に主な内訳等を記載すること。

(2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

| 調達方法 | 金額 | 備考 |
|------|----|----|
| | | |

| | | |
|------|-----|--|
| 自己資金 | 百万円 | |
| 借入金 | 百万円 | |
| 社債等 | 百万円 | |
| 出資 | 百万円 | |
| その他 | 百万円 | |
| 合計 | 百万円 | |

※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※合計額は3（1）特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。

4 支援措置の活用の希望

| 支援措置内容 | 活用の希望の有無 | |
|----------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 | <input type="checkbox"/> 希望する | <input type="checkbox"/> 希望しない |
| 設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用） | <input type="checkbox"/> 希望する | <input type="checkbox"/> 希望しない |
| 新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除） | <input type="checkbox"/> 希望する | <input type="checkbox"/> 希望しない |

※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該支援措置の対象となる特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること（複数の雇用保険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。）。

| |
|--|
| |
|--|

別記様式第24（第25条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書（移転型事業）

年 月 日

事業者の名称及び代表者の氏名 殿

認定都道府県知事の氏名 印

年 月 日付けの地域再生法第17条の2第1項の規定による申請について、同条第3項の規定に基づき認定します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第25（第25条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定通知書（拡充型事業）

年 月 日

事業者の名称及び代表者の氏名 殿

認定都道府県知事の氏名 印

年 月 日付けの地域再生法第17条の2第1項の規定による申請について、同条第3項の規定に基づき認定します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第26（第25条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定をしない旨の通知書

年 月 日

事業者の名称及び代表者の氏名 殿

認定都道府県知事の氏名 印

年 月 日付けの地域再生法第17条の2第1項の規定による申請については、下記の理由により認定しないこととしたので、地域再生法施行規則第25条第5項の規定に基づき通知します。

記

認定しない理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第27（第31条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定申請書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（移転型事業）について下記のとおり変更したいので、地域再生法第17条の2第4項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
| | |

2 変更の主旨及び理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第28（第31条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定申請書（拡充型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（拡充型事業）について下記のとおり変更したいので、地域再生法第17条の2第4項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
| | |

2 変更の主旨及び理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第29（第32条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の取消通知書

年 月 日

事業者の名称及び代表者の氏名 殿

認定都道府県知事の氏名 印

年 月 日付けで行った地域再生法第17条の2第3項に規定する認定については、下記の理由により、同条第6項の規定に基づき取り消すこととしたので、地域再生法施行規則第32条の規定に基づき通知します。

記

取り消す理由

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第30（第33条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（移転型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（移転型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第33条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 特定業務施設の整備状況

- ① 特定業務施設の整備状況
- ② 特定業務施設の整備の実施時期

| 区分 | 時期 | 備考 |
|--------|--------|----|
| 土地取得 | 平成 年 月 | |
| 着工 | 平成 年 月 | |
| 完成 | 平成 年 月 | |
| 事業供用開始 | 平成 年 月 | |

※報告時までに完了したものを記載すること。

- ③ 組織体制

| |
|-------|
| (報告時) |
|-------|

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

2 特定業務施設における雇用実績

- (1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

| 区分/時期 | 認定時 | 報告時 | 増減 |
|--------------|-----|-----|----|
| 特定業務施設の全従業員数 | 人 | 人 | 人 |

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

- (2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

| 区分/時期 | 前回報告時 | 報告時 | 増減 |
|-----------------------|-------|-----|----|
| 新規採用者数 | 人 | 人 | 人 |
| 特定集中地域にある他の事業所からの転勤者数 | 人 | 人 | 人 |
| 特定集中地域以外の | 人 | 人 | 人 |

| | | | |
|-------------------|---|---|---|
| 地域にある他の事業所からの転勤者数 | | | |
| 他の事業所への転勤者数及び離職者数 | 人 | 人 | 人 |
| 合計 | 人 | 人 | 人 |

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員数を記載すること。

※合計には、新規採用者数、特定集中地域等にある他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

| 職業分類 | 人数 | 備考 |
|------|----|----|
| | 人 | |
| | 人 | |
| | 人 | |
| | 人 | |
| 合計 | 人 | |

※報告時の前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員の職種を記載すること。

※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数
注）地域再生法施行規則第7条各号に掲げる業務施設において行われる業務

| 区分/時期 | 認定時 | 報告時 | 増減 |
|----------------------|-----|-----|----|
| 集中地域にある事業所の従業員数 | 人 | 人 | 人 |
| 集中地域以外の地域にある事業所の従業員数 | 人 | 人 | 人 |

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 支援措置の活用実績

| 支援措置内容 | 活用の有無 | |
|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用） | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除） | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第31（第33条関係）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（拡充型事業）

年 月 日

認定都道府県知事の氏名 殿

事業者の名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付けで認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画（拡充型事業）の実施状況について、地域再生法施行規則第33条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 特定業務施設の整備状況

- ① 特定業務施設の整備状況
- ② 特定業務施設の整備の実施時期

| 区分 | 時期 | 備考 |
|--------|--------|----|
| 土地取得 | 平成 年 月 | |
| 着工 | 平成 年 月 | |
| 完成 | 平成 年 月 | |
| 事業供用開始 | 平成 年 月 | |

※報告時までに完了したものを記載すること。

- ③ 組織体制

| |
|-------|
| (報告時) |
|-------|

※組織体制図には、全社的な組織を記載するとともに、それぞれの部署の所在が分かるように記載すること。

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）におけるそれぞれの部署の従業員数を記載すること。

2 特定業務施設における雇用実績

- (1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

| 区分/時期 | 認定時 | 報告時 | 増減 |
|--------------|-----|-----|----|
| 特定業務施設の全従業員数 | 人 | 人 | 人 |

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における特定業務施設の全従業員数を記載すること。

- (2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

| 区分/時期 | 前回報告時 | 報告時 | 増減 |
|-------------------|-------|-----|----|
| 新規採用者数 | 人 | 人 | 人 |
| 他の事業所からの転勤者数 | 人 | 人 | 人 |
| 他の事業所への転勤者数及び離職者数 | 人 | 人 | 人 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 合計 | 人 | 人 | 人 |
|----|---|---|---|

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員数を記載すること。

※合計には、新規採用者数、他の事業所からの転勤者数から他の事業所への転勤者数等を差し引いた人数を記載すること。

(3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

| 職業分類 | 人数 | 備考 |
|------|----|----|
| | 人 | |
| | 人 | |
| | 人 | |
| | 人 | |
| 合計 | 人 | |

※報告時の前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）までに増加した従業員の職種を記載すること。

※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。

(4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務（注）に従事する常時雇用する従業員数

注）地域再生法施行規則第7条各号に掲げる業務施設において行われる業務

| 区分/時期 | 認定時 | 報告時 | 増減 |
|----------------------|-----|-----|----|
| 集中地域にある事業所の従業員数 | 人 | 人 | 人 |
| 集中地域以外の地域にある事業所の従業員数 | 人 | 人 | 人 |

※報告時には、前事業年度の末日（計画終了時は事業期間の末日）における従業員数を記載すること。

※計画により業務部門が拡充等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること（当該特定業務施設における従業員含む。）。

3 支援措置の活用実績

| 支援措置内容 | 活用の有無 | |
|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 設備投資に対する課税の特例措置（特別償却又は税額控除の選択適用） | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| 新規雇用等に対する課税の特例措置（税額控除） | <input type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。